

宮城県監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成15年度第3四半期に実施した普通会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成16年2月20日

宮城県監査委員 相 沢 光 哉
宮城県監査委員 中 沢 幸 男
宮城県監査委員 阿 部 徹
宮城県監査委員 日 向 則 子

1 監査実施機関及び監査実施月日

監査実施機関	監査実施月日
地方機関	
総務部	
気仙沼地方振興センター	10月28日
大河原地方県事務所	10月20日
古川地方県事務所	10月14日
築館地方県事務所	10月24日
仙台南県税事務所	10月23日
消防学校	12月17日
企画部	
東京事務所	10月30日
環境生活部	
原子力センター	11月5日
保健福祉部	
仙台保健福祉事務所	10月23日
登米保健福祉事務所	10月27日
石巻保健福祉事務所	10月24日
古川地域子どもセンター	11月6日
精神保健福祉センター	12月24日
産業経済部	
札幌事務所	10月30日

大阪事務所	1 2 月 2 日
大河原産業振興事務所	1 1 月 7 日
古川産業振興事務所	1 0 月 3 1 日
築館産業振興事務所	1 0 月 2 9 日
計量検定所	1 2 月 1 7 日
古川農業試験場	1 0 月 2 8 日
畜産試験場	1 1 月 6 日
林業試験場	1 1 月 1 9 日
水産研究開発センター	1 0 月 3 1 日
(水産加工研究所を含む)	
内水面水産試験場	1 0 月 1 7 日
栽培漁業センター	1 2 月 2 日
土木部	
仙台土木事務所	1 1 月 6 日
迫土木事務所	1 1 月 4 日
石巻港湾事務所	1 0 月 2 7 日
東部下水道事務所	1 0 月 1 4 日
大崎地方ダム総合事務所	1 0 月 2 3 日
教育庁	
大河原教育事務所	1 1 月 2 8 日
仙台教育事務所	1 1 月 7 日
古川教育事務所	1 1 月 6 日
築館教育事務所	1 0 月 2 4 日
迫教育事務所	1 1 月 1 1 日
石巻教育事務所	1 0 月 2 7 日
志津川教育事務所	1 2 月 1 2 日
特殊教育センター	1 2 月 2 4 日
泉が岳青年の家	1 0 月 2 日
志津川海洋青年の家	1 1 月 4 日
仙台第一高等学校	1 2 月 2 5 日
白石高等学校	1 0 月 1 7 日
築館高等学校	1 2 月 5 日
第二女子高等学校	1 2 月 2 4 日
第三女子高等学校	1 2 月 2 5 日

石巻女子高等学校	12月10日
矢本高等学校	12月5日
田尻高等学校	12月9日
岩ヶ崎高等学校	11月14日
志津川高等学校	12月25日
泉高等学校	12月15日
中新田高等学校	10月27日
女川高等学校	11月5日
仙台向山高等学校	12月24日
多賀城高等学校	12月15日
石巻西高等学校	12月5日
蔵王高等学校	10月10日
迫桜高等学校	11月12日
黒川高等学校	10月17日
柴田農林高等学校	12月18日
加美農業高等学校	10月28日
気仙沼向洋高等学校	11月19日
石巻工業高等学校	12月12日
古川工業高等学校	12月25日
第二工業高等学校	12月24日
金成養護学校	12月11日
名取養護学校	12月24日
迫養護学校	11月17日
警察本部	
岩沼警察署	12月24日
築館警察署	10月24日
小牛田警察署	12月8日

2 監査結果

平成14年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりでした。

なお、軽易な事項については関係機関に注意をしました。

記

(1) 気仙沼地方振興センター

県税の収入未済に係る債権管理において、改善の努力がみられるものの、なお催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力調査等に不十分なものが認められたので、今後とも改善策を継続する必要がある。

(2) 大河原地方県事務所

県税の収入未済に係る債権管理において、改善の努力がみられるものの、なお催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力調査等に不十分なものが認められたので、今後とも改善策を継続する必要がある。

(3) 古川地方県事務所

県税の収入未済に係る債権管理において、改善の努力がみられるものの、なお催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力調査等に不十分なものが認められたので、今後とも改善策を継続する必要がある。

(4) 築館地方県事務所

県税の収入未済に係る債権管理において、改善の努力がみられるものの、なお催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力調査等に不十分なものが認められたので、今後とも改善策を継続する必要がある。

(5) 仙台南県税事務所

県税の収入未済に係る債権管理において、改善の努力がみられるものの、なお催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力調査等に不十分なものが認められたので、今後とも改善策を継続する必要がある。

(6) 古川地域子どもセンター

旅費の支出において、支払いの遅れが認められたので、再発しない対策を講じる必要がある。

(7) 農地整備課

工事の執行において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しない対策を講じる必要がある。なお、地方公所と連携して、今後再発しない対策を講じられたい。

(8) 築館産業振興事務所

工事の執行において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しない対策を講じる必要がある。